

第16期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題及び検討の進め方について（案）

1. 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方

（1）問題の所在

文化審議会著作権分科会においては、これまでも新しい時代に対応した制度等の在り方について随時検討してきた。例えば、「柔軟性の高い権利制限規定」については、平成23年1月の著作権分科会報告書において、把握されたニーズの整理・分析を基に、我が国の法制度との整合性や国民性などの社会的特性等にも配慮する観点から、ある程度権利制限を認める範囲を明らかにした形で権利制限の一般規定を導入することが提言され、これを踏まえた形で平成24年に著作権法の一部改正が行われたところである。

しかし、今日、デジタル・ネットワークの更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されており、政府の知的財産戦略本部における議論においても、これを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの構築の必要性が述べられている¹。また、政府の経済財政政策に係る議論においても、これらの技術革新などを活用する「第4次産業革命」を今後の我が国の生産性向上の鍵と位置づけ、これに対応するための知財システムの構築が求められている²。

知的財産戦略本部における議論では、こうした技術革新により創出が期待される新たなサービスの例としては、インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービスや大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが挙げられるが、今後、この他にも現在想定されていない多種多様なサービスが現れることが想定され、各サービスにおける著作物等の利用態様も様々なものが想定されるとされている³。この点、著作物等の利用を巡る社会の要請を明らかにするため、文化庁では昨年7月に広く国民一般に向けて行った「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」を行ったところだが、寄せられたニーズには、上記のような新産業の創出に関わるものをはじめ、様々な目的や利用場面に関わるニーズが寄せられたところである。

これらのことを踏まえ、技術革新など社会の変化に適切に対応できる柔軟性を備えた権利制限規定の整備やライセンス体制の構築の支援など、多様な政策手段の中から適切なものを組み合わせることにより、新たな時代における著作権制度に対する社会の要請に答えていくことが求められている。

¹ 知的財産推進計画 2016（平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部）

² 日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

³ 知的財産推進計画 2016（平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部）

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

昨年度、本小委員会の下に、本課題について集中的に検討を行う場として、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置して検討を行ってきた。検討の進め方としては、制度改正の検討を行うためには、問題となっている事実、ニーズの把握をすることが必要との考えの下、前述の「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に寄せられた幅広いニーズについて、以下の手順に基づいて検討を行ってきたところである。

[手順1] ニーズ募集の実施。ニーズの特定。

[手順2] ニーズを以下の3つのカテゴリに整理。

①権利制限規定の見直しによる対応の検討が必要なもの

②他の政策手段（利用の円滑化方策）による対応の検討が必要なもの

③既に政府において検討中若しくは検討済みのもの

[手順3] ②他の政策手段による対応の検討が必要なものについて、ニーズの明確性の観点から分類

[手順4] ①権利制限規定の見直しによる対応の検討が必要なものについて、(1) ニーズの明確性 (2) 正当化根拠 (3) 優先度の観点から優先順位付け

[手順5] 優先順位の高いものについて、(1) ニーズの明確性及び (2) 正当化根拠を精査

[手順6] ニーズが明確であり正当化根拠も肯定される事項について、(3) 優先度も考慮しつつ、権利制限による対応の是非や在り方を検討。その際には、現在及び可能な限り将来のニーズも考慮し、規定の柔軟性の内容や程度も含めて、最も望ましいと考えられる制度設計を検討。

昨年度のワーキングチームにおいては、上記手順のうち[手順4]までを完了するとともに、[手順5]に着手した段階である。具体的には、優先的に検討すべきとされたニーズを6つの類型（所在検索サービス、分析サービス、システムのバックエンドでの複製、翻訳サービス、リバースエンジニアリング、その他CPS関係サービス）に分類した上で、ニーズの明確性や正当化根拠に関する議論の検討に着手したところである。

今後は、これらのニーズについて、権利者側からの意見聴取等も経てそれぞれのニーズの明確性や正当化根拠を精査するとともに、必要に応じて他のニーズについても検討を行い、「権利制限ニーズの束」の輪郭や性質をより明らかにすることが求められる。次に、これらの検討結果を踏まえ、今後の広がりや発展性にも留意しつつ、[手順6]に示したように、権利制限による対応の是非や在り方を検討することが必要である。その際、規定の柔軟性の内容や程度を含め、我が国にとって最も望ましい制度設計を検討することが求められるところ、規定の柔軟性の内容や程度の在り方の検討に当たっては、規定が実際に社会にもたらす効果と影響を考慮して行うことが求められる⁴（「知的財産推進計画2016」（下記参考

⁴ 「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム審議経過報告」（平成28年2月24日）

参照))。

この点に関し、本年5月に開催された著作権分科会(第44回)において、我が国の法体系や環境、社会状況等を含め多角的な視点から効果と影響に関する検討を行うべきなどの意見が複数示された⁵。また、知的財産戦略本部の下に設けられた検討委員会の報告では、柔軟性の検討にあたり、「柔軟性が高まることにより立法を待たずに新たな利用行為に対応できる反面、法規範の予測可能性が低下し法が想定する行動と個人が現実に行う行動との間に乖離が生じやすくなるといった負の側面もあること、裁判に対する意識や司法制度等の海外との違い等の観点から、バランスの取れた仕組みを目指していくことが必要である。」とし、米国のフェア・ユース規定に代表されるような総合考慮型の権利制限規定については、賛否両論あることを紹介した上で、その効果と影響について広い視野で検討を行う必要性を述べている⁶。今後の検討にあたっては、これらの指摘にも留意していくことが適当である。

②(権利制限以外の)他の政策手段による対応の検討が必要なものについては、[手順3]によりまずは明確性の観点からの分類を行ったところであるが、この中で、特にライセンス環境の充実・改善により課題の解決が見込めるもので政府による支援・関与が適当なものについて、ニーズの特定及びその解決方法を今後検討することが求められる。

さらに、これらの法整備やライセンス環境の整備が円滑に行われるために、法の適切な運用を図るための方策についても併せて検討することが求められる。

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

- ・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も

⁵ 第16期法制・基本問題小委員会(第1回)参考資料6

⁶ 「次世代知財システム検討委員会報告書」(平成28年4月 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会)11・12頁。総合考慮型の権利制限規定については、「より広範なイノベーション促進の観点から米国のフェア・ユース規定の考え方を日本に導入するのであれば、当該規定の趣旨を逸脱するような行為をどのように抑止するのか、事後的に侵害が確定した場合に権利者が正当な対価が得られるのか、ライセンスビジネスが存在しうる市場への影響をどのように評価するか、現在の我が国司法制度を前提とした場合に政策的な判断を一定程度司法に委ねることの是非、さらに、既存の個別権利制限規定の射程や一般規定との適用関係といったところまで視野を広げて、制度のあり方について検討を行っていく必要があると考えられる。」とされている。

- 含め具体的な検討を行う。(短期・中期) (文部科学省)
(円滑なライセンス体制の整備・構築)
- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期) (文部科学省, 経済産業省)
 - ・集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)等、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け必要な支援を行う。(短期・中期) (文部科学省)

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出, ローカル・アベノミクスの深化等

1. 第4次産業革命の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 第4次産業革命を支える環境整備

②スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進

ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

・情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化, 著作物を含む情報の利用の一層の多様化, 人工知能による創作事例の出現等, 著作権をはじめとした知的財産(以下「知財」という。)の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で, 第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し, 著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について, 次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて, その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに, 必要な措置を講じる【後掲】(「Ⅲ-1. イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載)。

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化, チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

①第4次産業革命に対応した知財等の制度整備

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い, 情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化, 著作物を含む情報の利用の一層の多様化, 人工知能による創作事例の出現等, 著作権をはじめとした知財の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。

こうした課題を分析した上で, 第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し, 著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について, 次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて, その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに, その対象と

する行為等に関するガイドラインの策定, ライセンシング環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。

2. 教育の情報化の推進等

(1) 問題の所在

デジタル・ネットワーク社会の進展等に伴い、情報通信技術を活用した様々な教育活動が行われるようになってきている。ICTを活用した教育は教育の質の向上や教育の機会拡大に資するとされ、例えば、課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びの実現、個々の能力・特性に応じた学びの実現のほか、地理的環境に左右されない教育の質の確保を可能にするとされている。これを踏まえ、政府全体の方針としてICT活用教育推進のための取組を促進していく旨が示されており、教育政策の分野では関連する制度改正の検討・実施や様々な振興方策が講じられている。このようなICT活用教育の取組の広がりやその促進の必要性の高まりに対し、著作権を巡る課題の存在が教育関係者等から指摘されており、関連する著作権制度の見直しやライセンス体制の改善充実等が求められている。

(2) 本課題に関する検討状況と今後とりくむべき事項

教育の情報化の推進については、平成26年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、昨年度より、教育関係者・権利者団体からの意見聴取を行いつつ、検討を行っている。

昨年度においては、教育関係者より、権利者の許諾を得るための手続上の負担が大きいこと等を理由として、

- ①授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化
- ②教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有する際の著作物の利用円滑化
- ③MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化

について要望があり、これらの利用に関する権利制限規定による対応の是非や制度の在り方等について検討を行った。

また、本小委員会の方針を踏まえ、関係規定が適切かつ円滑に運用されるための環境や体制の整備に向け、教育関係者と権利者団体による関係者間協議の場が設けられ、著作権法上の教育関係規定の解釈運用の在り方、教育機関における規定の適切な運用に関すること、ICT活用教育において契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策等について検討が行われているところである。

上記①の課題に関しては、昨年度の議論において権利制限規定により対応することに概ね肯定的な意見が示されたところであるが、現在関係者において行われている法の適切な運用に向けた協議や権利者団体によるライセンス体制の構築に向けた取り組み状況も注視しつつ、権利制限による対応の是非や制度の在り方について更に検討を深めることが求められる。この他、②及び③の課題についても更に検討を深めるとともに、権利制限の対象外となる著作物の利用円滑化方策等についても引き続き検討を行うことが必要である。

いわゆるデジタル教科書・教材の位置付けに関しては、文部科学省の設置する「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議」において、学校教育法におけるデジタル教科書の

位置付けや運用の在り方を含めて、平成27年5月より議論が行われており、平成28年6月目途に中間まとめ、平成28年中に結論を得る予定となっている。

本小委員会においても、同会議の検討を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について検討することが求められる。

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(教育の情報化の推進)

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンス体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)
- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年中に導入に向けた検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期)(文部科学省)

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-1. 人材力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

④初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。

3. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）についての対応

（1）問題の所在

平成25年6月、視覚障害者等のための著作権の権利制限及び例外について規定した「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」（以下、「マラケシュ条約」という。）が採択された。マラケシュ条約においては、現行著作権法における障害者関係権利制限規定が必ずしも明示的に対象としていない肢体不自由者等のための著作物等の利用について権利制限規定の整備が求められており、障害者団体からもその旨が要望されている。

この他、本小委員会において障害者団体から行ったヒアリングでは、（2）に後述するように、障害者の情報アクセス機会の確保により資する観点から、条約の締結に必要な手当に加えて、視覚障害・聴覚障害に係る権利制限規定を巡る課題（※）が指摘され、多岐にわたって見直しの要望が寄せられたところである。

※ 障害者団体から寄せられた課題の内容

- ・ 法第37条第3項では、著作物を視覚障害者等のために拡大図書の作成や音訳、電子化などを行うことができるものとして、政令で制限列举された者の他、文化庁長官の指定を受けた者を規定しているが、文化庁長官の指定を受けるための手続きが、より多くのボランティアグループ等が拡大図書等を作成することの障壁となっている。
- ・ 法第37条第3項では、視覚障害者等が利用するために必要な方式の著作物を、視覚障害者等が図書館の専用データベース等からダウンロードすることができる一方、図書館等がメールサービスを利用して視覚障害者等に情報を送信することができない。
- ・ 法第37条第3項及び第37条の2においては、視覚障害・聴覚障害者の利用に供するために放送番組の解説音声や字幕等（以下「字幕等」）を作成することはできるが、当該字幕等を放送・有線放送することや、映像に字幕等を付して複製し、放送・有線放送等することができない。

また、障害者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な最低限度の法改正だけを先行するのではなく、障害者の情報アクセスの充実の観点から、その他の要望事項についても併せて所要の措置を講じてほしいとの意向が示された。

これらのことを踏まえ、権利制限規定の在り方等について検討する必要がある。

（2）本課題に関する検討状況と今後とりくむべき事項

マラケシュ条約の締結には、著作権法において、第37条第3項の受益者の対象を拡大し、例えば、上肢障害やALSなどにより読書に必要な動作が困難な者等、障害により表現の認識が困難な者を含める法改正を行うことが必要である。

また、障害者団体からは、条約の締結に必要な手当以外の要望事項として、主に以下の

要望が寄せられた。

- ・法第37条第3項の適用主体を拡大し、障害当事者や障害者団体、ボランティアグループ等、政令で制限列举された者や文化庁長官による個別指定を受けた者以外であっても、複製等を行えるようにすること
- ・法第37条第3項及び第37条の2で権利制限の対象となる支分権を拡大し、自動公衆送信以外の公衆送信（メールサービス等）についても行えるようにすること
- ・法第37条第3項及び第37条の2で権利制限の対象となる行為の範囲を拡大し、映像に字幕等を付与して放送等を行えるようにすること

本小委員会においては、条約の締結に必要な手当については、権利者団体からも前向きな反応があったものの、障害者団体から寄せられたその他の要望事項については、反対若しくは慎重な立場が示され、両者の意見にかなり隔たりがあることが明らかとなった。前述したように、障害者団体からは、条約の締結に必要な手当だけを先行するのではなく、その他の要望事項についても併せて所要の措置を講じてほしいとの意向が示されていることから、まずは両者の意見集約に向けた取組を行った上で、改めて小委員会で検討を行うこととされたところである。

これを受け、現在、文化庁によるコーディネートのもと、それぞれの要望事項ごとに、両者の意見集約に向けた取組が継続的に行われている。

本小委員会としては、本取組について引き続き注視するとともに、その結果を踏まえて改めて検討を行うことが適当である。

4. 権利者不明著作物等の利用円滑化

(1) 問題の所在

他人の著作物等を利用する場合、原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰かそもそも分からない場合や、権利者が特定できたとしてもその連絡先が分からないという場合には、権利者と連絡を取ることができず許諾を得ることができないため、著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても、適法に著作物等を利用できる道を開き、著作物等の流通を促進するための制度として、著作権者不明等の場合の裁定制度（著作権法第67条）がある。

近年、デジタル・ネットワーク化の更なる進展により著作物等の創作、流通、利用に係るコストが大きく低下した結果、大量の著作物等が創作され、流通し、利用可能な状態におかれることとなった。加えて、著作物の創作主体についても多様化が進み、創作に係る投資の回収といった経済的動機をもたずに創作される著作物が増加し、集中管理などの円滑にライセンスを受けるための手続が提供されない著作物等が大量に発生することとなった。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、物理的・技術的には利用可能な著作物等が大量にあるにも関わらず権利処理コストの問題で利用が適切に進まないとの問題が顕在化しており、権利者不明著作物等の利用に係る問題も深刻さを増している。

この点に関し、文化庁においては著作権者不明等の場合の裁定制度について随時見直しを進めてきたが、裁定制度の改善の他にも、著作権者不明等著作物をはじめ集中管理のなされていない著作物等の利用円滑化方策の選択肢の一つとして、権利情報の集約化に係る措置や拡大集中許諾制度の導入について検討することが求められている。なお、権利情報の集約化については、著作権者不明著作物等を減少させる効果も期待されることである。

加えて、昨年度の本小委員会において、TPP協定締結に向けた著作物等の保護期間の延長が提言されたところだが、延長に伴い権利者不明著作物等の増加が予想されることから、権利者不明著作物等の利用円滑化策について検討を行い、順次措置を講じるべき旨も併せて提言された⁷。本課題の検討にあたっては、この点にも留意する必要がある。

(2) 本課題に関する検討状況と今後とりくむべき事項

著作権者不明等の場合の裁定制度については、近年、利用円滑化のための改善に取り組んでいる。昨年度は、平成26年度本小委員会において行われた検討を踏まえ、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合について、権利者検索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示の改正を行った⁸。また、裁定制度の活用促進のための広報活動も実施している。今後は、平成26年度本小委員会において方向性の示された、裁定制度の補償金供託の見直しに取り組むとともに、本年5月に8権利者団体（日本文藝家協会、

⁷ 「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（平成28年2月、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会）

⁸ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html

日本音楽著作権協会，日本漫画家協会，日本写真著作権協会，日本美術家連盟，日本美術著作家連合，日本脚本家連盟，日本シナリオ作家協会）からの権利者不明著作物の権利処理に関する提言を踏まえ，民間団体と連携した裁定制度の利用円滑化方策を検討する予定である。

また，権利情報の集約化に係る措置については，昨年度は，文化庁委託事業により，「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」⁹を実施し，我が国における著作物等の権利情報の管理・活用の実態及び諸外国における権利処理円滑化の取組について情報収集を行うとともに，我が国における権利情報の管理・活用に係る課題と今後の方向性に関する検討を行った。調査研究においては，複数の権利情報データベースを総合検索できるサービスが存在しないという課題や，権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備であるという課題，許諾手続が煩雑であるという課題が明らかとなった。これらの課題を解決する手段として，まずは権利情報集約の基盤が整っている音楽の分野から，既存の管理事業者等の有する権利情報を集約し，自己管理されている権利情報も含めて，一括検索できるプラットフォームの構築を，官民連携して目指すべきことが示された。今後，文化庁及び関係者において，プラットフォームの在り方について具体的な検討を進めていく予定である。

また，拡大集中許諾制度については，平成26年度本小委員会において，同制度についての理解を深めることが適当とされたところ，昨年度は，文化庁委託事業により，「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」¹⁰を実施した。今年度は，昨年度の調査結果を活用しつつ，我が国における集中管理の状況や実施ニーズ，法的正当性，その他の課題等を踏まえ，拡大集中許諾制度の我が国への導入に関する調査研究を実施し，今後の検討の基礎とすることを予定している。

9

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_riyoenkatsu_kanri_katsuyo_hokokusho.pdf

10

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善)

- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

(円滑なライセンス体制の整備・構築)

- ・権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)
- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

5. 著作物のアーカイブの利活用促進

(1) 問題の所在

我が国の有する文化資源を適切に収集・保存（アーカイブ）することは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものであり、それらアーカイブされた文化資源を効果的に活用していくことも併せて求められている。

文化資源のアーカイブを行う上で、また、アーカイブした文化資源を活用する上で、著作物等の利用を伴う場面が多いことから、権利処理コストの大きさゆえにアーカイブの利活用等が進まないという課題が指摘されている。具体的には、平成26年度本小委員会において関係者からの意見聴取を行ったところ、アーカイブ機関において所蔵資料を保存のため複製する場合に権利処理コストが大きいという課題や、権利処理が障害となって、アーカイブ機関における所蔵作品の解説・紹介のための利用が進んでいないという課題等が示された。さらに、委員からは、著作物等の流通を推進するための選択肢として、権利情報の集約化に係る措置や拡大集中許諾制度の検討が必要との指摘がなされた。これらの課題を含め、著作物等のアーカイブの利活用促進に係る著作権制度上の課題等について検討し、必要な措置を講じることが求められている。

(2) 本課題に関する検討状況と今後とりくむべき事項

著作物等のアーカイブ化の促進に係る課題については、平成26年度本小委員会において検討を行い、法解釈の明確化を行うとともに、所要の制度改正につき一定の方向性が示された（※）。

現行法制度の解釈の明確化により解決を図った課題については、随時、文化庁や関係機関の実施する講習会や関係機関の広報誌等において、明確化の内容を周知している。また、制度整備が必要な課題の一つとして挙げられた著作権法第31条の「図書館等」の範囲の拡充については、平成27年6月、著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行った。これにより、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。

また、美術の著作物等又は写真の著作物を展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的としたデジタルデータを館内の端末を用いて観覧者の閲覧に供すること、及び、アーカイブ機関において美術の著作物等の紹介を目的としてこれらの著作物のサムネイル画像をインターネット送信することについては、昨年度、文化庁が関係団体の意見聴取を行ったところであり、聴取した意見に基づき、今後、制度整備の検討を進める予定である。

また、平成26年度本小委員会における検討では、アーカイブ化の促進に限られない、著作物等の利用におけるより大きな論点として、著作物等の流通を推進するために、権利処理の円滑化に資する措置を講じることが重要であるとされた。具体的には、著作物等の権利情

報の集約化に係る措置や拡大集中許諾制度について更なる検討が必要であるとされており、これらについての検討状況は、前述 4. 権利者不明著作物等の利用円滑化において示したとおりである。

※

(法解釈の明確化)

- ・アーカイブ機関における所蔵資料の保存のための複製（法第 31 条第 1 項第 2 号）
- ・国立国会図書館の行う図書館送信サービスによる、国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料の他の図書館等への送信（法第 31 条）

(所要の制度改正)

- ・保存のための複製が認められる主体の範囲の拡充
- ・美術の著作物等の解説、紹介のための電子端末での利用
- ・美術の著作物の紹介等のためのサムネイルのインターネット上での提供
- ・裁定制度の見直し（補償の支払時期関係、第三者による権利者不明著作物等の利用関係）

(参考)「知的財産推進計画 2016」等における記述

「知的財産推進計画 2016」(平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部)

2. アーカイブの利活用の促進

<<アーカイブ利活用に向けた基盤整備>>

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。
(短期・中期) (文部科学省)
- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について 2016 年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省)

【再掲】

6. リーチサイトへの対応

(1) 問題の所在

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）など侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長しているといわれている¹¹。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められる。

(2) 本課題に関する検討状況と今後とりくむべき事項

上記のような課題が顕在化していることを踏まえ、リーチサイトなどにおける侵害コンテンツへの誘導行為への対応について、リーチサイトの実態等を踏まえた上で検討する必要がある。ただし、リンクを掲載する行為は個人の表現活動に関わる事柄であり、検討を行うにあたってはインターネットの利用を過度に規制することとならないよう、権利保護と表現の自由のバランスに留意することが求められる。

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)

¹¹ 例えば、リーチサイトにリンクが掲載された動画の平均視聴数は、リーチサイトに掲載されていないものに比べて数十倍であったとの報告がなされている。(電気通信大学「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」平成24年3月)